

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…
- 東京都土地利用基本計画の変更……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…
- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市基盤部街路計画課)…
- 市街地再開発組合の設立認可……………
- …(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………
- …(同)…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- …(同)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …(同)…
- 教習指導員審査の実施……………

### 告示 (公)

- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(同)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………
- …(同)…
- 令和四年度危険物取扱者保安講習の実施……………
- …(東京消防庁)…

### 告示

#### ●東京都告示第千二百五十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三四一	雑誌	BAMBOO COMICS REIJIN unoi!	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者

BAMBOO COMICS REIJIN unoi!

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

五七六五八一九四

株式会社竹書房

#### ●東京都告示第千二百五十二号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づ

く東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

令和四年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

青梅市、稲城市及びあきる野市における森林地域の一部を変更した。

#### ●東京都告示第千二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 清瀬市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・十六号中清戸線

三 事業施行期間 令和四年九月十六日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 清瀬市中清戸五丁目地内

使用の部分 なし

#### ●東京都告示第千二百五十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条

第一項の規定に基づき石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年九月十六日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

練馬区石神井町三丁目地内

四 事務所の所在地

練馬区石神井町三丁目二十七番二十三号

五 設立認可の年月日

令和四年九月十六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間

令和四年十月十五日

●東京都告示第千二百五十五号

東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十

四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 市街地再開発事業の種類及び名称

東京都計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

二 事業施行期間

平成三十一年二月二十日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

港区高輪二丁目の一部

四 施行者の名称

東京都 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所

五 事務所の所在地

平成三十一年二月二十日

六 事業計画の決定の年月日

七 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

令和四年九月二日

●東京都告示第千二百五十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

世田谷清掃工場建替事業

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、世田谷区大蔵一丁目一番一号に位置する既存の世田谷清掃工場の建替えを行うものである。

四 周知地域の範囲

世田谷区 桜二丁目、桜三丁目、弦巻四丁目、弦巻五丁目、桜丘一丁目、桜丘二丁目、桜丘三丁目、桜丘四丁目、桜丘五丁目、経堂四丁目、経堂五丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、上用賀六丁目、上用賀七丁目、上用賀八丁目、上用賀九丁目、上用賀十丁目、上用賀十一丁目、上用賀十二丁目、上用賀十三丁目、上用賀十四丁目、上用賀十五丁目、上用賀十六丁目、上用賀十七丁目、上用賀十八丁目、上用賀十九丁目、上用賀二十丁目、上用賀二十一丁目、上用賀二十二丁目、上用賀二十三丁目、上用賀二十四丁目、上用賀二十五丁目、上用賀二十六丁目、上用賀二十七丁目、上用賀二十八丁目、上用賀二十九丁目、上用賀三十丁目、上用賀三十一丁目、上用賀三十二丁目、上用賀三十三丁目、上用賀三十四丁目、上用賀三十五丁目、上用賀三十六丁目、上用賀三十七丁目、上用賀三十八丁目、上用賀三十九丁目、上用賀四十丁目、上用賀四十一丁目、上用賀四十二丁目、上用賀四十三丁目、上用賀四十四丁目、上用賀四十五丁目、上用賀四十六丁目、上用賀四十七丁目、上用賀四十八丁目、上用賀四十九丁目、上用賀五十丁目、上用賀五十一丁目、上用賀五十二丁目、上用賀五十三丁目、上用賀五十四丁目、上用賀五十五丁目、上用賀五十六丁目、上用賀五十七丁目、上用賀五十八丁目、上用賀五十九丁目、上用賀六十丁目、上用賀六十一丁目、上用賀六十二丁目、上用賀六十三丁目、上用賀六十四丁目、上用賀六十五丁目、上用賀六十六丁目、上用賀六十七丁目、上用賀六十八丁目、上用賀六十九丁目、上用賀七十丁目、上用賀七十一丁目、上用賀七十二丁目、上用賀七十三丁目、上用賀七十四丁目、上用賀七十五丁目、上用賀七十六丁目、上用賀七十七丁目、上用賀七十八丁目、上用賀七十九丁目、上用賀八十丁目、上用賀八十一丁目、上用賀八十二丁目、上用賀八十三丁目、上用賀八十四丁目、上用賀八十五丁目、上用賀八十六丁目、上用賀八十七丁目、上用賀八十八丁目、上用賀八十九丁目、上用賀九十丁目、上用賀九十一丁目、上用賀九十二丁目、上用賀九十三丁目、上用賀九十四丁目、上用賀九十五丁目、上用賀九十六丁目、上用賀九十七丁目、上用賀九十八丁目、上用賀九十九丁目、上用賀百丁目

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年九月十六日から同月二十六日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 世田谷区環境政策部環境保全課

世田谷区玉川一丁目二十番一号 二子玉川分庁舎

B棟三階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年十月五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

東京都告示第千二百五十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、日本電子昭島製作所建物更新計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

昭島市 玉川町二丁目、築地町、中神町、宮沢町、武蔵野二丁目及び武蔵野三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本電子株式会社

代表取締役社長兼CEO 大井 泉

昭島市武蔵野三丁目一番二号

三 対象事業の名称及び種類

日本電子昭島製作所建物更新計画

工場を設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市武蔵野三丁目位置する日本電子昭島製作所において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和四年九月十六日から同年十月十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町二丁目十七番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年十月三十一日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kan.kyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\_guide/index.html

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した環境影響評価の項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)~(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染  2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030~0.032ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は15.6~26.1%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.036~0.037mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は2.4~4.1%である。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.029~0.032ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.6~1.6%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.036mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満~0.1%である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L<sub>60</sub>)は、工事開始2ヶ月目(12号館建設工事中)で64.9dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB)を下回る。また、工事開始59ヶ月目(13号館建設工事中)は84.6dB(計画地西側敷地境界)、工事開始125ヶ月目(14号館建設工事中)は77.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>2. 騒音・振動</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】建設機械の稼働に伴う振動レベル(L<sub>v0</sub>)は、工事開始2ヶ月目(12号館建設工事中)で63.4dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(70dB)を下回る。また、工事開始59ヶ月目(13号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始125ヶ月目(14号館建設工事中)は68.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 (つづき)	<p>《工事の施行中》</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】</p> <p>将来交通量による騒音レベル(L<sub>no</sub>)は、昼間で61～69dBである。No.1、No.2では評価の指標とした環境基準(65dB)を上回るが、現況において環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。また、No.3では評価の指標とした環境基準(65dB)を下回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】</p> <p>将来交通量による振動レベル(L<sub>vo</sub>)は、昼間で44～46dB、夜間で44～45dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間：55dBまたは65dB、夜間60dBまたは50dB)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2.7dB、夜間で1dB未満～2.7dBである。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う騒音】</p> <p>工場等の稼働に伴う騒音レベル(L<sub>no</sub>)は43.8dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準(昼間：60dB、夜間：50dB)を下回る。</p> <p>なお、騒音レベル(L<sub>no</sub>)は工場等の稼働に伴う設備機器のみの影響となり、暗騒音は昼間：51dB、夜間：49dB(環境騒音の現地調査結果(L<sub>no</sub>の最大値))である。</p> <p>以上のことから、工場等の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工場等の稼働に伴う振動】</p> <p>工場等の稼働に伴う振動レベル(L<sub>vo</sub>)は32.0dB(計画建築物周囲)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準(昼間：65dB、夜間：60dB)を下回る。</p> <p>なお、振動レベル(L<sub>vo</sub>)は工場等の稼働に伴う設備機器のみの影響となり、暗振動は昼間：34dB、夜間35dB(環境振動の現地調査結果(L<sub>vo</sub>の最大値))である。</p> <p>以上のことから、工場等の稼働に伴う振動の影響は小さいと考える。</p>
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地の一部の深度0～0.5m(表層)において「ふっ素及びその化合物」の土壌溶出量基準値を超える土壌があり形状変更時要届出区域に指定されていたが、当該土壌については掘削除去を完了し、令和4年1月21日付で指定が解除された。</p> <p>また、未調査の範囲については、今後、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続を行い、土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき適切な拡散防止策を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染 (つづき)	<p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地内には、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設として、表面処理施設及び排ガス処理施設等が設置されており、製品の洗浄や排ガスの処理に使用されている。特定施設は、建替え対象外のものに残留し、建替える建物内には新たな特定施設となる部品洗浄に使用する表面処理施設を新設する。</p> <p>これらの特定施設からの排水のうち、半数以上の施設の排水はすべて業者により引取りされているが、一部の施設の排水(アルカリ電解水、酸類)は、中和処理を行った後、工場排水として工場排水配管を經由し、公共下水道に排水しており、建替え後も同様の処理を行う計画であることから、工場等の稼働に伴う土壌汚染を生じさせるおそれはないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「施設の稼働に伴い土壌汚染を引き起こさないこと」を満足すると考える。</p>
4. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画建築物のみによる冬至日における日影は敷地境界から最大約215mの範囲(最大距離は北東の方向)に生じ、計画建築物及び残置する建築物による日影が及ぶ範囲も概ね同様であると予測する。</p> <p>また、計画建築物及び残置する建築物による4時間以上の日影は敷地境界から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から10m以内におさまり、日影規制の基準を満足すると予測する。</p> <p>なお、計画建築物及び残置する建築物による冬至日における日影は、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等には及ばないことから、本事業による影響は生じないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準を満足すると考える。</p>
5. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物等による地上デジタル放送の東京局の広域局の遮へい障害は西方向に敷地境界から最大距離約20mの範囲に、東城局の遮へい障害は西方向に敷地境界から最大距離約110mの範囲に、八王子局(広域局・県城局)の遮へい障害は北東方向に敷地境界から最大距離約260mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は北東方向及び北北東方向に敷地境界から最大距離約13mの範囲に生じると予測するが、計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が生じた場合には、受信状況及び地域の状態を考慮し、ケーブルテレビの活用、アンテナ設備の改善等の適切な措置を速やかに講じる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度】計画地及びその周辺は、専用工場、独立住宅、集合住宅、事務所建築物等が混在した市街地の景観を形成している。計画地周辺の主要な景観構成要素は、工場や住宅等の建築物、道路、街路樹等であり、計画地内の景観構成要素は工場等の人工的要素である。本事業は日本電子昭島製作所内における老朽化した既存工場建屋群の建替えであり、計画建築物は計画地内の景観構成要素を現状から大きく変化させることはない。また、市街地景観を構成する要素のひとつとなることから、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないと予測する。以上のことから、評価の指標とした「周辺景観との調和を図ること」を満足すると考える。</p>
7. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「昭島市No.47 遺跡」が存在する。周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会、昭島市教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財を確認した場合には、その現状を変更することなく、東京都教育委員会、昭島市教育委員会に速滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき、適切な措置を講じる。したがって、計画地内の埋蔵文化財包蔵地に一定の改変がされるが、文化財の保存等に支障はないと考える。以上のことから、評価の指標とした「文化財の保存等に支障が生じないこと」を満足すると考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は、約 39,512 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 38,971 t（再資源化等率約 99%）と予測する。伐採樹木の排出量は、約 5 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 5 t（再資源化等率約 99%）と予測する。なお、解体される既存建築物において使用している空調機等の特定フロンガス等は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等に基づき、解体工事前に許可を受けた業者への引渡し等を行うことから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>既存建築物の解体工事に伴い排出される非飛散性アスベストについては、石綿含有産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」等を守り、適切に除去を行い、場外への運搬まで保管する場合は、一定の保管場所を定め、石綿含有産業廃棄物の保管場所であることを表示するとともに、他の産業廃棄物と分別して保管し、シート等で覆う等飛散防止の措置を行う。また、運搬、処理・処分にあたっては、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、最終処分場または添削施設等に直接運搬する等を行うことから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度の達成基準値等を満足すると考える。</p> <p>【計画建築物の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生上の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】計画建築物の建設に伴う建設廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量は、約 1,422 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 1,375 t（再資源化等率約 97%）と予測する。</p> <p>建設汚泥の排出量は、約 6,924 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 6,647 t（再資源化等率約 96%）と予測する。</p> <p>建設発生土の排出量は、約 62,859m<sup>3</sup> と予測する。また、現場内利用、工事間利用または指定処分により土壌改良プラントや建設発生土受け入れ地に搬出する等、可能な限り有効利用に努め、有効利用量は約 55,316m<sup>3</sup>（有効利用率約 88%）と予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度の達成基準値等を満足すると考える。</p>

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 廃棄物 (つづき)	<p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】 工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量は、約 1,159 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 1,017 t (再資源化等率約 88%) と予測する。</p> <p>事業系特別管理廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠し、他の物が混入しないよう容器に密封し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠し、他の物が混入しないよう容器に密封し、腐敗防止のため冷蔵保管を行う。また、感染性廃棄物については、容器に密封し、漏れ防止のため冷蔵保管を行う。処理・処分については許可を有する業者へ処理委託し、マニフェストにより適正処理を確認することから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすと考える。</p>
9. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》</p> <p>【工場等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度】 計画施設の温室効果ガス排出量は約 18,913t-CO<sub>2</sub>/年、基準施設の温室効果ガス排出量と比較した削減量は約 10,635t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約 36.0% と予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物の空調、照明等の設備機器は高効率率機器を採用するとともに、老朽化した既存設備の更新、一般空調設備や生産用空調設備の最適設定の徹底等により、温室効果ガス排出量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、 「環境確保条例」等の関係法令に定める事業者の責務等を果たすと考える。</p>

●東京都告示第千二百五十八号

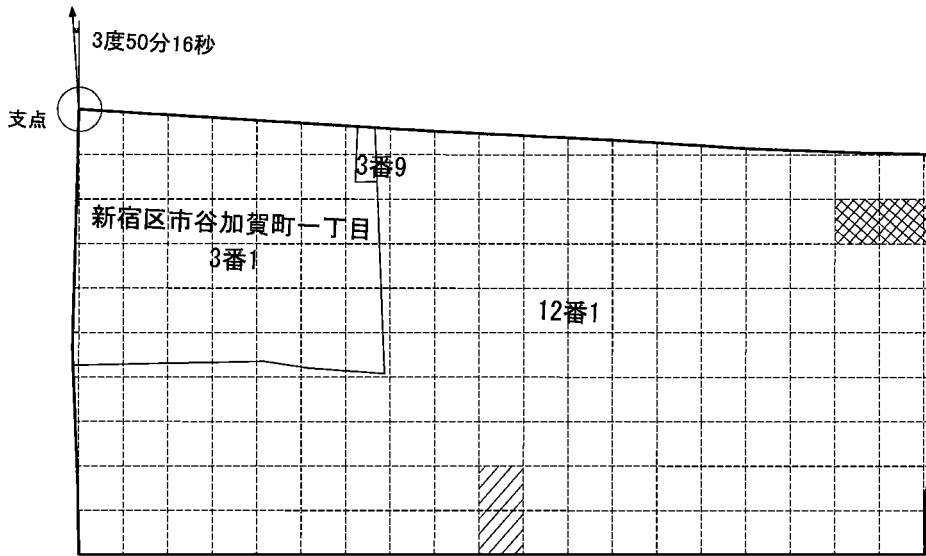
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十六日



東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区市谷加賀町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1287号により指定した区域)
-  指定を解除する区域

【支点】

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第八百八十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

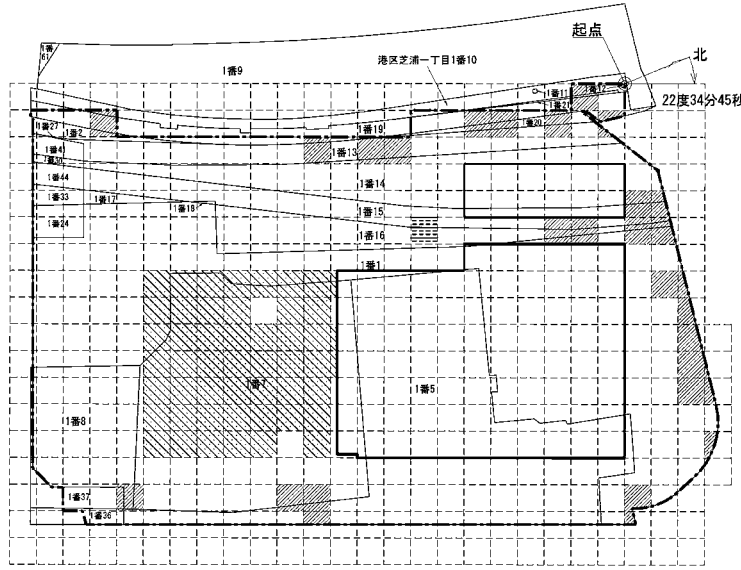
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- - - : 事業敷地

指定を解除する区域

- ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第960号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値(X=-38532.001 Y=-6909.003)とする。  
 ※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 告示(公)

## ●東京都公安委員会告示第282号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月16日

東京都公安委員会  
 委員長 山口 徹  
 記

- 1 審査の種類  
 普通自動車免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格  
 普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
  - (1) 教習に関する技能
    - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
    - イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能
    - ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能
  - (2) 教習に関する知識
    - ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

<p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和4年10月17日（月曜日）から同月21日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年10月3日（月曜日）及び同月4日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） 丁日12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p>	<p>ア 申請書は、令和4年9月20日（火曜日）から警視庁運転免許本部運転者教育課（同年10月2日以前にあっては府中市多磨町三丁目1番地の1）において、配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 イ 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7250-5265（令和4年10月2日以前） 電話 03（3581）4321 内線7251-5275（同月3日以後）</p>	<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p style="text-align: center;">東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について</p> <p style="text-align: center;">東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、羽田空港アクセス線（仮称）整備事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">令和四年九月十六日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 深澤 祐二</p> <p>二 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>三 対象事業の名称 羽田空港アクセス線（仮称）整備事業</p> <p>四 工事着手の予定年月日 令和四年十月一日</p> <p>五 工事完了の予定年月日 令和十一年九月三十日</p> <p>六 届出日 令和四年九月一日</p> <p style="text-align: center;">砂利採取業務主任者試験の実施について</p> <p>砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。</p>
---	--	---

<p>令和四年九月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 試験日時</p> <p>令和四年十一月十一日(金曜日) 午前十時から正午まで</p> <p>二 試験会場</p> <p>青梅市河辺町六丁目四番地の一</p> <p>東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室</p> <p>三 受験資格</p> <p>特になし</p> <p>四 試験方法及び試験科目</p> <p>(一) 試験方法</p> <p>筆記試験により行う。</p> <p>(二) 試験科目</p> <p>ア 砂利の採取に関する法令</p> <p>イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)</p> <p>五 受験手続</p> <p>(一) 受験案内書の配布</p> <p>ア 配布期間</p> <p>令和四年十月十三日(木曜日) から同年十一月二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>イ 配布場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番</p>		<p>地の一)及び各支庁</p> <p>(二) 受験願書の受付期間及び受付時間</p> <p>ア 受付期間</p> <p>令和四年十月二十六日(水曜日) から同年十一月二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。</p> <p>イ 受付時間</p> <p>午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。</p> <p>(三) 受験願書の受付場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁</p> <p>(四) 提出書類</p> <p>ア 受験願書(東京都で指定した様式)</p> <p>イ 受験票(東京都で指定した様式)</p> <p>ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)</p> <p>ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。</p> <p>(五) 受験手数料</p> <p>八千百円</p> <p>六 問合せ先</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課</p> <p>電話〇三(五三二〇) 四七八八</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和四年九月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名</p> <p>(仮称)スタジオottaa計画</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>練馬区春日町一丁目千六百二十四番地一ほか</p> <p>三 設置者名</p> <p>伊藤忠商事株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>大阪府大阪市北区梅田三丁目一番三号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称</p> <p>ワーナーブラザーススタジオジャパン合同会社</p> <p>六 新設をする日</p> <p>令和五年四月二十九日</p> <p>七 店舗面積の合計</p> <p>千四百六十平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗東側 六百四十台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>店舗南東側 七十三台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>店舗西側ほか 二百六十九平方メートル</p>	
		<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和四年九月十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>

<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側ほか 七・七四立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗東側</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十七 届出日 令和四年八月二十四日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店</p>				
<p>舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和四年九月十六日</p>														
<p>十四 縦覧期間 令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 晴海アイランドトリトンスクエア商業施設</p>	<p>二 店舗所在地 中央区晴海一丁目八番十六号ほか</p>	<p>三 設置者名 住友商事株式会社ほか五名</p>	<p>四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号ほか</p>	<p>五 変更を行った設置者名 第一生命保険株式会社</p>	<p>六 変更前の設置者の代表者名 渡邊 光一郎</p>	<p>七 変更後の設置者の代表者名 稲垣 精二</p>	<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p>	<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p>	<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 リフォームスタジオ株式会社ほか一名</p>	<p>十一 変更前の小売業者の住所 中央区日本橋浜町二丁目六十二番六号(リフォームスタジオ株式会社)ほか</p>	<p>十二 変更後の小売業</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>
<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>二 店舗所在地 サミットストア亀有駅北店</p>	<p>三 設置者名 葛飾区亀有五丁目十四番二十七号</p>	<p>四 設置者住所 東京センチュリー株式会社</p>	<p>五 変更前の店舗名 千代田区神田練堀町三番地</p>	<p>六 変更後の店舗名 (仮称)葛飾区亀有五丁目案件</p>	<p>七 変更前の店舗所在地 サミットストア亀有駅北店</p>	<p>八 変更後の店舗所在地 葛飾区亀有五丁目十四番二十七号</p>	<p>九 変更前の設置者の代表者名 野上 誠</p>	<p>十 変更後の設置者の代表者名 馬場 高一</p>	<p>十一 変更日 令和四年四月一日ほか</p>	<p>十二 届出日 令和四年七月二十六日</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>		

<p>者の住所 十一番一号(リフォームスタジオ株式会社)ほか 令和四年四月一日ほか 令和四年八月二十六日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和四年九月十六日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子 (仮称)ビバモール八王子多摩美大前</p> <p>二 店舗所在地 八王子市鎌水二丁目百八番一ほか 株式会社ビバホーム</p> <p>三 設置者名 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百五十台</p> <p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百五十台</p> <p>七 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 五十二・〇六立方メートル</p> <p>八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 五十二・〇六立方メートル</p> <p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p> <p>十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p> <p>十一 変更日 令和四年九月十四日ほか</p> <p>十二 届出日 令和四年八月十六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子 (仮称)ビバモール八王子多摩美大前</p> <p>二 店舗所在地 八王子市鎌水二丁目百八番一ほか 株式会社ビバホーム</p> <p>三 設置者名 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百五十台</p> <p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百五十台</p> <p>七 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 五十二・〇六立方メートル</p> <p>八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 五十二・〇六立方メートル</p> <p>九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p> <p>十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p> <p>十一 変更日 令和四年九月十四日ほか</p> <p>十二 届出日 令和四年八月十六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>令和4年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 令和4年9月16日 東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者 (1) 講習区分 ア 第1区分(給油取扱所) イ 第2区分(製造所及び一般取扱所) ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所) エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所) オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所 (1) 実施日時 ア 令和4年11月17日(木曜日)</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>令和4年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 令和4年9月16日 東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者 (1) 講習区分 ア 第1区分(給油取扱所) イ 第2区分(製造所及び一般取扱所) ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所) エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所) オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所 (1) 実施日時 ア 令和4年11月17日(木曜日)</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>令和4年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 令和4年9月16日 東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者 (1) 講習区分 ア 第1区分(給油取扱所) イ 第2区分(製造所及び一般取扱所) ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所) エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所) オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所 (1) 実施日時 ア 令和4年11月17日(木曜日)</p>
---	---	---	---	---	---

イ 令和5年2月7日（火曜日）

同日とも午後1時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁八王子消防署  
八王子市上野町33番地

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

ア 2(1)アの講習は、令和4年9月20日（火曜日）から講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

イ 2(1)イの講習は、令和4年11月7日（月曜日）から講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請書は、各受付場所にて配布する。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む。）

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

